

## 動物愛護について

犬やネコ、最近では、子豚や爬虫類まで。私たちの生活を豊かにしてくれる可愛いらしいペット達。

その多くが、家族の一員として暖かく迎えられています。もちろんペットも飼い主を家族と感じていることでしょう。

ここで、考えてほしいのは、家族の一員を迎えることは、その責任も伴うことです。飼い主には、末永く家族を愛し、面倒をみる時には世話を焼き合うことが必要となります。

また、中には動物が苦手な人がいることも、忘れてはいけません。

ルールを守って、人も動物も、安心して暮らせるまちにしていきましょう。

### 動物愛護管理法のあらまし

遺棄の禁止・・・動物の飼い主の責任は、動物を正しく飼い、愛情をもって扱うだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。飼えないからとみだりに捨てないこと。

虐待の禁止・・・動物虐待とは、動物を不要に苦しめる行為をいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

2年以下の懲役または200万円以下の罰金

愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えず衰弱させるなど虐待を行った者

100万円以下の罰金

愛護動物を遺棄した者・・・100万円以下の罰金

**犯罪です。**

**動物の遺棄・虐待は**

不幸な命を産み出さないために  
不妊去勢しましょう。

●愛護動物を殺傷した場合は  
**100万円**以下の罰金

●愛護動物を虐待した場合は  
**2年以下の懲役**または  
**200万円**以下の罰金

環境省 警察庁